

特集 刑事司法における人種差別

警察、検察、裁判所、拘留所、刑務所、入国管理センターなど、法執行に関わる機関が関係する人種差別の問題は古くから世界多数の国で存在してきました。長年この問題に関心をもってきた国連人種差別撤廃委員会は2005年にこの問題に関して一般的勧告31⁽¹⁾を出しました。日本も例外ではありません。狭山事件、ゴビンダさん冤罪事件、そして司法通訳の問題について、それぞれ現場で関わっておられる3人の方々から報告をいただき、この問題を日本から考えてみます。最後に、一般的勧告31について概括的に紹介します。

狭山事件に見る刑事司法における人種差別

庭山 英雄(弁護士)

1. 人種差別と部落差別

2001年3月に、国連の人種差別撤廃委員会(以下、差別撤廃委員会と略称)による日本政府報告書(第1、2回)の審査がおこなわれた。その全容は反差別国際運動日本委員会編『国連から見た日本の人種差別』(解放出版社、2001年)に詳しい。日本政府は、報告書の中で部落差別問題には触れず、委員会の場においても部落差別への「条約」の適用を否定した。しかし審議の過程で多くの委員が日本の部落差別について発言し、委員会もその最終所見では、部落差別に対する「条約」の適用を認めた(同書232ページ)。ここまで漕ぎ着けることができたのは、部落解放・人権研究所を中心とする研究グループのおかげである。1998年に国際人権規約委員会(規約人権委員会ともいう)開催に際してロビー活動をおこなったわたくしには、そのことがよくわかる。

次いで2005年の春と夏には人種差別撤廃委員会(第66、67会期)が開かれた。そこでは刑事司法制度の機能・運用における人種差別の防止に関する一般的勧告31(以下、本勧告と

略称)が作成された。これは一つのテーマについて包括的な指針を作成するという新たな試みであった。本勧告は、「世界

の全ての国において人種的および民族的集団に属する者が被る刑事司法制度の機能およびその運用におけるあらゆる形態の差別」とたたかうことを目的としている。あらゆる形態の中には、当然のことながら、門地(descent)にもとづく差別も入っているため、日本における部落差別もたたかひの対象となろう。

2. 一般的勧告31の内容

本勧告は、前文において勧告の背景および対象に関して述べ、条文においては、刑事事件を扱う制度に関し、あらゆる人種差別(これには部落差別も含まれるが、いちいち断わらない)をなくすための包括的な戦略を規定している。その具体的な指針は以下の3項目にわけて勧告されていると思われる。

- ① 人種差別とたたかうための一般的な措置、具体的には、刑事司法制度における人種差別の差別実態、およびその程度を測定するための指標と、差別を防止するための対策。
- ② 人種差別にもとづく犯罪の犠牲者に対する、司法制度の機能、およびその運用における人種差別防止の措置。
- ③ 被告人に対する人種差別を防止するための措置。

さて本勧告の本文は司法制度全体にわたるが、ここでは被告人に関する部分に焦点を当てる。その内容はほぼ次のようである。

尋問、供述聴取、逮捕については、特定の集団に属する者が人種、外見、肌の色等に由来する容疑にもとづいて逮捕、尋問される危険にさらされ、かつ逮捕されたさいに、暴力、

(1) 人種差別撤廃委員会一般的勧告XXXI(31)―刑事司法制度の機能・運用における人種差別の防止・撤廃に向けた指針。原文は人権高等弁務官事務所ウェブサイト:
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedr/comments.htm>

取り調べ中の石川一雄さん。手錠をかけたまま3人の刑事にとり囲まれ自白をせまられた。(1963年6月、埼玉県川越警察署分室)



拷問、人権侵害の被害者となる可能性もあることを考慮している。このような現実は、オーストラリアの先住民族などの状況に典型的に現れている。

未決勾留に関していえば、前文で触れられているロマ、先住民族、門地にもとづく差別的被害者、および市民でない者などの特定の集団に属する者に対して、不必要な勾留がなされることがないようにするための指針が勧告されている。

裁判および判決の項目のもとでは、特に無罪推定、弁護人と通訳の援助を受ける権利、行政権力から独立した法廷による判決を受ける権利、および公正な刑罰の保障に関する国際人権上の権利について、特段の配慮が求められている。

また宣告、刑罰の執行の項目のもとでは、国連その他の人権機関において規定されている被拘禁者に関する原則援用と、その尊重とが求められている。

3. 狭山事件に見る差別的捜査

私が狭山事件にかかわりを持ってからすでに40年以上になる。その間、何十回となく差別的捜査について講演したり、論説を書いたりした。それらをここに繰り返すつもりはない。ここでは『狭山差別裁判』392号(2006年、36ページ以下)にもとづいて、重要論点を記すこととする。

1) 狭山市内の被差別部落(部落と略称することがある)には、石川一雄さんの住む菅原四丁目と今は住宅団地となっている柏原とがあった。事件発生直後に被害者の死体が見つかったとき、狭山の人たちは異口同音に「犯人はあの区域だ」と部落を口にした。「重い市民の口から集まった情報は、なぜか“よそ者”と呼ばれたある特定地域を指すものが多かった」(『週刊朝日』1963年7月12日号)。

2) 当時、菅原四丁目の区長をしていた石川一郎さんは、死体発見以降は、毎日2人の警察官が一組になって、評判の悪い者の名前や住所を聞き出していったと証言している。警察の幹部(たとえば清水利一警部)も「大勢ブラックリストに上がった者をかたっぱしからアリバイを解明して、犯人でないと消して行く。捜査が始まってその翌日あたりからそういう仕事を始め、請求人(石川一雄さんの事)を逮捕するまで、

夜の捜査会議でそれを担当した」と証言している。

- 3) 事件直後の5月1日に山学校(地名)近くの十字路で目撃した人物について、住民のMは5月4日の聞き込みでは「誰かわからなかった」と言っていたが、取調べで少しずつ変わっていき、6月5日には「見たとたんに石川一雄と」だとわかった」と述べた。その理由をMは「最初からそのことはわかっていたが、警察にこのことをいえば、菅原四丁目の人が集団で押しかけてくると思い黙っていた」と説明した。
- 4) 記録によると、5月6日にH養豚場でスコップが盗まれたことが判明し、5月11日にスコップが死体発見現場から125メートル離れた場所(畑)から発見されたので、容疑者をH養豚場関係者にしぼり、捜査を集中したという。しかし、そのスコップが死体を埋めるのに使われたものであり、H養豚場のものであることについても、それらを裏づける証拠はなにもなかった。警察が裏づけないまま、経営者も従業員も部落出身者であるH養豚場に捜査を集中したことは明らかである。

4. 狭山事件に見る差別的審理

狭山事件における差別的審理を示す文献は多数存在するが、ここでは作家の野間宏の所見にしぼる(野間宏著『完本狭山裁判上巻』藤原書店、1997年、175ページ以下)。野間さんによれば、控訴審の法廷において寺尾正二裁判長は、青木英五郎弁護人の質問に答えおおむね次のように答えている。

私個人としては部落差別については、少年時代に島崎藤村の小説『破戒』を読んでこんなこともあるのかと感じた程度の知識しか持ち合わせていなかったが、狭山事件を担当することになってから、必要に迫られて次の文献を参照した。

藤谷俊雄『部落問題の歴史的研究』、

『現代と部落問題』

松本治一郎『部落解放30年』

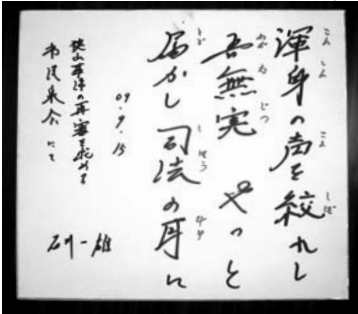
北原泰作『屈辱と解放の歴史』

同・井上靖『部落の歴史』

塚原美村『未解放部落』

その他狭山事件関係の論文など

以上が寺尾裁判長が読んだと法廷で述べた文献であるが、その勉強成果は控訴審判決に



石川一雄さんの色紙
「渾身の声を絞れし吾無実 やつと届かし司法の耳に」
2009・9・15 狭山事件の再審を
求める市民集会にて 石川一雄

写真上は石川一雄・早智子夫妻

なんら反映されなかった。1974年10月31日に判決がくだされたが、結果は無残にも無期懲役であった。死刑にしなかつただけ喜べといわんばかりの判決に法廷はどよめいた。10年に及ぶ控訴審の大裁判はいったいなんだったのであろうか。

5. 狭山事件第3次再審請求

2009年10月24日、部落解放研究第43回全国集会において配布された資料によれば、狭山事件第3次再審請求(2006年5月23日)以降の主な動向は次のようである。

- 2006年11月13日 狭山弁護団、東京高検に証拠開示請求
- 2007年 1月19日 富山冤罪事件発覚(柳原さんの無実を県警が発表)
- 2月23日 志布志事件で被告全員に無罪判決(鹿児島地裁)
- 3月30日 上山実験鑑定書(逆さづり)、○証言等を提出
- 5月 国連拷問禁止委員会が日本政府に証拠開示などを勧告
- 5月23日 新100万人署名達成、東京高裁に提出
- 12月 3日 東京高裁第4刑事部門野博裁判長に面会、事実調べなどを求める
- 2008年 5月23日 赤根鑑定など新証拠を提出、証拠開示勧告申立書も提出
- 7月14日 布川事件の再審開始決定(東京高裁、門野裁判長)
- 8月13日 魚住鑑定、原鑑定、巖島鑑定を提出
- 9月11日 門野裁判長に面会、事実調べ、証拠開示を求める
- 10月15日 石川さん、規約人権委員会との意見交換会で冤罪を訴える
委員会は最終見解で可視化、証拠開示の保障を勧告
- 2009年 5月22日 齊藤第6鑑定など新証拠を提出
- 6月23日 足利事件再審開始決定(東

京高裁)

- 6月25日 三者協議会開催が決定(弁護団、門野裁判長と面会)
- 7月31日 殺害態様実験に基づく渡辺、松井鑑定提出
- 8月17日 開示勧告申立書を東京高裁に提出
- 9月10日 遂に三者協議会開催

以上が狭山事件第3次再審請求以降の重要関連事項であるが、読者の理解の便宜に資するために若干コメントする。

三者協議とは、裁判所、検察官、弁護団の三者が審理の進め方などについて協議するものである。再審開始の契機ともなる重要な会議であり、ようやく希望の陽がさしてきたように思える。

ここまでくるのに、最も貢献したのは当然のことながら弁護団である。いくつもの新証拠を用意し、かたわら、なんども証拠開示請求や事実調べ請求をおこなっている。弁護団のたゆまぬ努力に感謝したい。

再審をめぐる国内情勢も後押ししてくれているように思われる。富山の氷見事件の冤罪が発覚し、鹿児島の志布志事件の被告全体の無罪判決が確定し、ごく最近では、栃木の足利事件の再審が開始された。誤判・冤罪に対する国民の関心はかつてないほどに高い。

そんな情勢のなか、狭山事件の再審請求審理を担当する東京高裁刑事4部の裁判長に、門野博裁判官が就任した。同裁判官は、布川事件の再審開始決定を出した裁判官である。希望を持つなというほうが無理であろう。しかし門野裁判官は名古屋高裁に在任当時、名張毒ぶどう酒事件の再審開始決定をくつがえしている。心配の種はつきない。

一方、国際情勢も決して悪くない。国連の拷問禁止委員会は、日本政府に可視化、証拠開示の改善、代用監獄廃止などを勧告した。アメリカでは、2001年以来、死刑事件を含む200件以上が再審等で無罪となっている。

最後に「狭山事件の再審を求める市民の会」の活動について触れよう。同会は不可能ともみられた100万人署名を達成した。同会の中心に位置する石川一雄請求人の活躍も見逃せない。先般、ジュネーブで開かれた国連の国際人権規約委員会との意見交換の催しで、狭山事件の冤罪を訴えている。われわれは決してあきらめない。(にわやまひでお)

ゴビンダさん冤罪事件と無罪勾留

今井 恭平(ジャーナリスト/無実のゴビンダさんを支える会・事務局)

1997年、東京都渋谷区で発生した世に言う「東電OL殺人事件」。ネパール人のゴビンダ・プラサド・マイナリさんが犯人と疑われて起訴されたが、一審東京地裁で無罪判決を受けた。「無罪」と裁判官から言われれば、その場で自由の身になる——誰もがそう信じていた。だがゴビンダさんの場合、再び拘置所に連れ戻されるという前代未聞の事態が発生した。日本の司法は、外国人ゆえに身柄を勾留するという国籍差別を平然と犯したのだ。

◆ゴビンダさん冤罪事件

事件発生から13年近く経過し、当時はマスコミを騒がせたこの事件も、人びとの記憶の隅に追いやられつつある。ごく簡単に振り返っておく。

1997年3月、東京都渋谷区内のアパート(空室)で女性の遺体が発見され、強盗殺人事件として捜査が開始された。

俗に「東電OL殺人事件」と呼ばれ、事件そのものよりも被害者のプライバシーに関する扇情的な報道が過熱した。

遺体発見現場に隣接するビルに住んでいたネパール人、ゴビンダ・プラサド・マイナリさん(当時30歳)が、旅券の有効期間を超過して在留していたことにより、入管難民法(出入国管理及び難民認定法)違反で逮捕された。だがこれは、強盗殺人事件に対する別件逮捕だった。

入管難民法違反(不法残留)で懲役1年執行猶予3年の判決を受けると同時に、今度は強盗殺人罪で再逮捕され、さらに厳しい取調べが続いた。ゴビンダさんは80日間にも及ぶ勾留・取調べの中で一貫して否認を貫いたまま起訴され、裁判を受けることになる。

第一審東京地裁(大淵敏和裁判長)は初公判から2年6カ月の審理を経て、2004年4月14日、無罪判決を言い渡す。

だが入管難民法違反では有罪が確定しているので、日本国内にとどまることはできない。ネパールに送り返されるため、入国管理局の拘置施設に身柄を移された。強制送還という形ではあれ、無罪となり故国のネパールに帰るばかりとなったゴビンダさんの表情は明るかった。面会した弁護士に「やっぱり神様はいましたね」と笑顔で語ったという。

ところが判決の4日後、東京地検は無罪判決を不服として東京高裁に控訴、しかも、ネパールへの送還を中止し、身柄を再び拘束するよう、裁判所に求めた。

無罪判決を受けた人を勾留するという前代未聞の請求を裁判所が認め、ゴビンダさんは再び東京拘置所に身柄を移され、それ以降、今日にいたるまで12年有余、自由を奪われたままだ。

その後、控訴審(高木俊夫裁判長)は3カ月の審理で無罪判決をひっくり返し、無期懲役の有罪判決を言い渡した。さらに最高裁も数行の上告棄却決定書をもって無実の訴えをしりぞけた。

ゴビンダさんは以来、横浜刑務所で無期懲役刑に服しながら、2005年3月に再審請求を行い、無実を叫び続けている。2006年10月には日本弁護士連合会が再審の支援を決定。再審弁護団が強化され、今日に至っている。

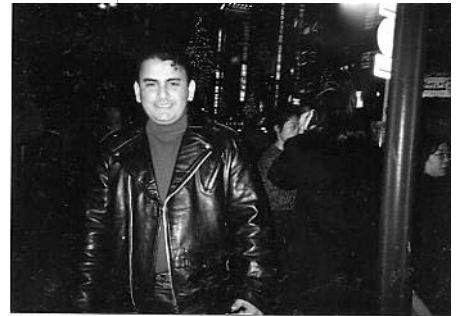
◆無罪勾留

刑事訴訟法では、無罪判決を受けた場合は「勾留状は、その効力を失う」と定められており(345条)無条件に身柄の拘束を解かれる。しかし、ゴビンダさんの事例に限ってなぜこうした事態が起きたのだろうか?

検察が勾留を請求した理由とは、ネパールに強制退去させられると、控訴審の維持が困難になり、また逆転有罪となった場合も、事実上刑の執行が困難になるというのである。だが控訴審では被告人の出廷は必ずしも必要とされないし、将来有罪になるかもしれないなどという抽象的な可能性で勾留するというのは、予防拘禁を許すことになる。

当然、裁判所もこのような検察の請求を最初から認めたわけではない。勾留決定に至るまでには次のような経緯をたどった。(いずれも2000年)

- 4月18日 東京地検が控訴。東京地裁に職権発動による勾留を要請。
- 4月19日 東京地裁(大淵敏和裁判長)、勾留を認めず。東京高検がさらに、東京高裁に勾留要請。
- 4月20日 東京高裁第5特別部(木谷明裁判長)、勾留を認めず。
- 5月1日 訴訟資料が東京地裁から控訴審担当の東京高裁刑事4部に到達。東京高検が高裁刑事4部に勾留を要請。
- 5月8日 東京高裁(高木俊夫裁判長)、勾留を認め、ゴビンダさんは東京拘置所に戻される。



ゴビンダ・プラサド・マイナリさん

5月15日 弁護団、東京高裁に異議申し立て。
5月19日 東京高裁刑事第5部（高橋省吾裁判長）が異議申し立てを棄却。
5月23日 弁護団、最高裁に特別抗告申し立て。
6月27日 最高裁第1小法廷、3対2で特別抗告を棄却し、勾留を認める。
勾留支持：井嶋一友・大出峻郎・町田顯各裁判官 勾留認めず（少数意見）：遠藤光男裁判官・藤井正雄裁判長

そもそも刑事訴訟法では、身柄の勾留が認められる前提条件として「被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合」（同法第60条）としている。

無罪判決を受けた人が、なおも「罪を犯したと疑うに足りる」と考えられるとはどういうことなのか？

勾留に対する弁護団の異議申し立てを棄却した東京高裁刑事第5部（高橋省吾裁判長）は次のように述べる。

「一審裁判所による無罪判決の存在は、被告人に『罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由』があるかどうかを判断するに当たって慎重に検討すべき一事情に止まるものと言うべきである」

そして、未だに審理が始まってさえいないのに「一件書類を精査検討すると、被告人が本件強盗殺人の罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある」と判断してかまわないというのである。

裁判所自らが一審判決を「一事情に止まる」などと卑しめているのだから語るに落ちる。勾留を認めなかった最高裁の少数意見が次のように批判するのは当然のことだろう。

「刑訴法345条の趣旨は、無罪判決等により身柄拘束の必要性が消滅したことを宣言した裁判所の判断を何よりも尊重すべきものとしたことによると認められ、安易に被告人の身柄を再び拘束出来るというような解釈を取るべきではない」（遠藤光男裁判官）

「第一審裁判所が公判における証拠調べを経て犯罪の証明なしとして無罪判決に至った事件につき、控訴審裁判所が第一審の記録と判決の調査のみで嫌疑ありとして勾留することを認めるのは余りにも第一審判決を軽く扱うものであり、妥当とは言いがたい」（藤井正雄裁判官）

また、こうした不合理で差別的取り扱いを受けるのが、外国籍ゆえである点については、次のようにも指摘する。

「この問題は、退去強制手続と刑事手続の調整に関する規定の不備に

よるものであり、このことだけで勾留を正当化することはできないと言わざるを得ない」（藤井正雄裁判官）

この指摘は読み方によっては法整備をして入管難民法と刑訴法の整合性さえとれば勾留が許される、と読めないこともないのだが、いずれにしても外国人であるがゆえに日本人ではありえない人権侵害を受けることが日本の司法制度自体の欠陥により起きている点を指摘している。

◆他の無罪勾留事件

外国籍であるがゆえに無罪判決後に勾留された事例は、ゴビンダさんだけにとどまらない。誌面の関係上、概略を紹介するにとどめる。いずれのケースも控訴審で逆転有罪とされた点でも共通している。勾留決定したのはすべて控訴審担当の裁判官である。審理を始める前から「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある」という予断を持った裁判官によって裁かれたのだから、とうてい公正な裁判と呼べるものでないことは自明だろう。

【穂高町・幼女折檻死事件】

2000年6月、長野県穂高町でおきた幼女傷害致死事件。ブラジル国籍のトクナガ・ロベルトさんが、自分の娘（当時3歳）を折檻して死に至らしめたとして逮捕・起訴された。トクナガさんは裁判で犯行を否認。2001年5月24日、長野地裁松本支部（千徳輝夫裁判長）により無罪判決。検察が控訴。2001年10月17日、控訴審第1回公判終了後、東京高裁、中川武隆裁判長が被告人の勾留を決定。同年11月21日、最高裁第三小法廷の裁判官全員一致で勾留を認める。

2002年7月8日逆転有罪。同年11月25日上告棄却。懲役刑が確定。すでに刑期を終えてブラジルに送還されている。

【諏訪・窃盗事件】

チリ国籍のモラガさんは2001年8月、知人と共謀し東京都内と諏訪市で窃盗を働いた容疑で逮捕された。2003年5月29日、諏訪簡裁で無罪判決。検察控訴の後、8月29日、東京高裁の決定により再勾留される。控訴審第一回公判すら開かれていない段階での再勾留である。その後、逆転有罪となり懲役刑に服した。

本稿では、ゴビンダさんの無実についてその内容を語ることはできなかった。興味のある方は、無実のゴビンダさんを支える会ホームページをご覧ください。

<http://www.jca.apc.org/govinda/>

(いまいきょうべい)

最高裁はゴビンダさんの無罪勾留を最終的に認めた。



ニック・ベイカー事件に現れた日本における司法通訳の問題点

熊野 里砂(会議通訳者/無実のゴビンダさんを支える会会員)

はじめに

日本で外国人が刑事手続に付される場合、そして当該外国人が日本語を解さない場合、通訳人を介してその手続が進められる。捜査段階の取調べと公判手続における通訳の正確性いかんによっては被疑者・被告人が重大な不利益を被る可能性があるが、その点についての認識が特に裁判所において非常に低いということを筆者は「ニック・ベイカー事件」を通して痛感した。以下、この事件を例に日本における司法通訳の問題点を紹介する。なお、筆者はあくまで会議通訳者であり、司法通訳の経験はなく、この事件にニック・ベイカーの支援者という立場で関わって得た知見を基に本稿を執筆している。

ニック・ベイカー事件とは

2002年4月13日、イギリス国籍のニコラス(通称ニック)・ベイカー氏が知人A氏と来日した際、税関検査でベイカー氏が手にしていたスーツケースが二重底になっており、合成麻薬約4万錠とコカイン約1キロが隠されていたことが判明する。ベイカー氏は、スーツケースの持ち主はA氏であり自分は何も知らないと主張するが、ベイカー氏のみが現行犯逮捕された。A氏は全く取調べを受けずに2日後に出国、約1ヵ月後にベルギーで他のイギリス人3人と麻薬を持ち出そうとした容疑で逮捕されている。(A氏はその後、自らの公判開始を目前に鉄道線路上で「事故死」した。)ベイカー氏は2002年6月10日に起訴され、翌2003年6月12日に千葉地方裁判所で懲役14年・罰金500万円の有罪判決を受けた。東京高等裁判所に控訴するも、2005年10月27日に懲役11年・罰金300万円の有罪判決を受ける。上告はせず、同年11月11日に刑が確定、2008年4月に国際受刑者移送制度によりイギリスに移送されるまで府中刑務所にて服役した。一審、控訴審ともに通訳の正確性が争点の一つとなった。

一審判決文が示す通訳の問題に対する裁判所の理解の低さ

この事件については当初、2003年秋から冬にかけて英字新聞や英語のフリーペーパーで報道されているのを目にし、「自分の理解できない日本語で書かれた調書にサインをしたら、その内容が実は不正確だったのにそれが主な有罪証拠とされた」と本人が訴えている点が気になっていた。

その後、控訴審が始まって間もない2004年5月に、「無実のゴビンダさんを支える会」⁽¹⁾が企画した学習会でベイカー氏の主任弁護人にお話を伺う機会を得た。この場で聞いた一審判決文に驚いたのを鮮明に覚えている。以下が当該箇所である。

「弁護人は、捜査段階の通訳の正確性に問題があり、捜査段階の被告人供述の証拠能力が否定されるべきであると主張するので、この点を検討する。(中略)通訳に当たった捜査段階の通訳人の中には、スコアの低い人でもTOEICテストでは715点ないし英検二級の資格を有しているうえ、日常的に通訳業務に従事しているし、その他イギリスで五年間の生活経験を有する者や米国の高校・大学・大学院に留学した経験を有したり、TOEICテストでは960点や920点という高得点を取得した者、国連英検では特A級の者もあり、そのほかにも英検一級取得者もあり、いずれも日常的に通訳業務に従事している者たちである。このように見てくると、被告人の捜査段階における通訳の正確性に疑いを差しはさむ余地はないといえる。」

そもそも調書は本人が読めない日本語で書かれており、本人が調書の内容を確認するには通訳人に書面を訳しながら読んでもらうしかない。通常、このように内容を聞かされ、間違いのないことを確認した証に署名し指で印を押す手続がとられる。ベイカー氏の場合も署名と指印があるから問題ないとされた。しかし、通訳人がどのような英語に訳して聞かせたのかは、録音・録画等の措置が採られていない以上、事後検証しようがない。にもか



ニック・ベイカーさん

(1) 1997年に発生したいわゆる「東電OL殺人事件」で強盗殺人犯人にされたネパールのゴビンダさんを支援する会。他の冤罪事件当業者・支援者との交流・協力にも注力している。

かわらず、通訳をしたのは英語の語学力を十分に有している者であるから正確性は担保されている、という論理は、通訳業界の常識からすると噴飯ものである。語学力があることと、通訳技能を有することは全く別次元の問題であり、資格試験の等級やスコアは通訳能力の有無やその程度の証明とはならない。現に、通訳訓練・養成学校で通訳コースに入学できる目安として挙げられているのは英検1級やTOEIC900点以上であり、高い語学力を備えていることは通訳訓練を始める前提条件でしかない。自分と違う背景知識を持っている他人の話すことを瞬時に精緻に理解し、その内容を記憶し、それを過不足なく別の言語で再現するという一連の作業を行うことは、ある程度の訓練なしには不可能である。また、通訳訓練を受けていて、実務経験を有していたとしても、後述するような特殊要因があれば、正確に通訳できない場合もある。

検証不可能な調書の正確性をどう争うか

実際、ベイカー氏は弁護人から調書の内容を読んで聞かされ、そこで初めて自分の言っていないことが調書に記載されていると知るに至ったが、単に調書の内容が間違っていると主張しても、取調室でのやりとりが録音・録画されていない限り、水掛け論に終わってしまう。本人が供述を変遷させたわけではなく、通訳人の不手際が原因で本人が言ってもいないことが記録されたと証明する方法はないが模索される中、取調の録音・録画媒体に代わり一審の公判テープを利用して通訳の正確性を専門家に分析してもらうことになり、弁護人の依頼を受けて千里金蘭大学助教授(当時)の水野真木子氏(通訳論)による鑑定書が完成した。

鑑定書で指摘された数多くの問題点

ニック・ベイカー事件については、水野教授が理事を務めていた日本通訳学会(当時、2008年9月より日本通訳翻訳学会に改称)が見解を公表し、その中で鑑定書の骨子を紹介している⁽²⁾。

この鑑定書では、通訳人による数多くの通訳ミスが指摘されており、同学会による見解は「このようなコミュニケーションの齟齬は、被告人の、裁判で自分の主張を述べる権利を

侵害することにつながる。また、正確性の欠如した通訳は、被告人の証言の一貫性を奪い、関係者の心証形成に大きな影響を及ぼす。質の低い通訳は、被疑者・被告人に対する一種の人権侵害である」と指摘する。

紙面の都合で詳細は紹介できないが、鑑定書はまず、ベイカー氏の話す英語を音韻学的に分析し、ロンドン周辺地域のなまりが強く、そのようなアクセントに慣れていない者が聞き取るには困難が伴うとしている。そして、公判において通訳人が彼の話す英語に充分対処できず、何度も聞き返す場面があり、それでも聞き取れずに大幅な省略や通訳人による創作につながった箇所も多いと指摘する。また、聞き取りに問題なかったと思われる部分についても、本人の発言のニュアンスが通訳によって変わったり、不適切・不自然な訳語の使用で混乱が生じたりした場面も多いとしている。さらには明らかな誤訳も散見され、「抗生物質」が「輸入禁制薬物」、「薬の使用」が「薬の取引」と訳されていた箇所もあった。

鑑定書によると、法廷通訳人には長年の法廷通訳の経験があり、十分な能力を有していると認められていた。それでも特殊要因その他の事情で不正確な通訳はなされるのである。捜査段階の通訳人の経験や能力が法廷通訳人のそれよりも上だったという事情が示されていない以上、取調の際も同様の問題が発生していたと類推しうる。それにもかかわらず、控訴審裁判所は鑑定書について言及させず、一審同様、通訳人の語学に関する保有資格を列挙し、そのことで「相応の通訳の技能を有する者であったと認めてよい」とし、「被告人が聞かれ答えた事柄、内容は、格別難しいものではない」から「通訳人の適格性及び通訳の正確性を争う」弁護側の主張は「採りえない」とした。

おわりに

2つの言語を流暢に話せても、その言語間の正確な通訳ができるとは限らない。そして、正確なコミュニケーションなしには公正な裁判は実現しえない。裁判員制度が始まった今、裁判所の認識が改められること、ならびに一般市民を不正義に加担させないため取調の全過程の録音・録画が実施されることがより一層求められる。(くまのりさ)

(2) http://wwwsoc.nii.ac.jp/jais/html/community/opinion_n_baker.pdf 参照のこと。水野真木子「ニック・ベイカー事件の英語通訳をめぐる諸問題」季刊刑事弁護46号(2006年夏号)108頁にも同趣旨が書かれている。

2005年夏、人種差別撤廃委員会（以下、CERD）は刑事司法制度の機能・運用における人種差別の防止に関する一般的勧告31（以下、一般的勧告31）を採択しました。1つのテーマに関して包括的に指針を規定した勧告であり、画期的であると評価されています。まだ充分知られていないこの勧告の周知と効果的活用を目指してここに紹介します。なお、本稿はジョージナ・スティーブンスさんがIMADRインターン時代に「部落解放研究」No.169（2006年4月、部落解放・人権研究所発行）に寄稿した報告を筆者に了解・最終原稿の加筆を得て編集部で要約したものです。本特集で取り上げている狭山事件を初めとする日本の司法制度における人種差別の具体的事例に対する一般的勧告31の適用及び関連性については、「部落解放研究」に掲載されている元の原稿を参照してください。

刑事司法制度の機能・運用における人種差別の防止・撤廃に向けた指針 ——〈人種差別撤廃委員会一般的勧告31〉

ジョージナ・スティーブンス（元IMADRプログラム・アシスタント）

はじめに

CERDが一般的勧告31を採択した背景には、CERDが人種差別撤廃条約（以下、ICERD）の締約国が提出する、条約の遵守状況に関する定期的報告を審査する際、及び審査において締約国と対話する中で、近年、外国人排斥と不寛容、ならびに反ムスリム、反アラブ、そして反ユダヤの風潮を背景として、刑事司法制度内の差別発生の危険性がより高まったという懸念がある。しかし、CERDの刑事司法制度そのものに対する関心は、CERDの締約国審査の所見などを通してもうかがえるように、遥か以前からあった。CERDは当初、司法制度全体を網羅する勧告を目指していたが、さまざま情勢を鑑みて、民事司法制度を除いた形でこの勧告を作った。以下、人権NGOや草の根の人権活動家が自国の報告審査の際にどのようにこの勧告を活用できるのかという視点から、その内容について概括的に紹介する。

一般的勧告31の概要

前文：刑事司法制度における人種差別の対象と背景

前文においては、「世界のすべての国において人種的および民族的集団に属する者が被る刑事司法制度の機能およびその運用におけるあらゆる形態の差別」と闘うことを目的としており、特に差別を被りやすい、「市民でない者、ロマ、先住民および世系に基づく差別の被害者、人種と性別または年齢による差別が交差することで複合差別を被るこれらの集団の女性および子ども」の状況に注目すべきであるとしている。

条文：条文は刑事事件を扱う制度に関し、あらゆる人種差別をなくすための包括的な戦略を規定しており、具体的な指針を次の3項目に分けて勧告している。

1. 刑事司法制度における人種差別と闘うための一般的措置
2. 人種差別行為の被害者に対する司法制度の機能と運用における人種差別防止の措置
3. 被告人に対する人種差別を防止するための措置

1. 人種差別と闘うための一般的措置

1-1. 具体的には、刑事司法制度における1) 人種差別の実態および度合いを測定するための指標と、2) 差別を防止するための対策を挙げている。司法制度における人種差別の実態と範囲を把握するために、その実態的指標が重要であるとして、司法制度や出入国管理など、あらゆる場から人種差別の現状を把握できる統計・データを定期的に収集することを勧告している。たとえば、特定の集団に属する人びとが社会的疎外または社会に統合されていない指標として、薬物・売買春関連の犯罪や軽微な犯罪に問われたケースや被収監者のなかでこれら特定の集団の出身者が占める割合を挙げている。そして、警察官、裁判官、陪審員などに占めるこれら集団の出身者の割合が不十分であることや、特に法執行職員が加害者である場合、当該出身者が暴力、その他の犯罪の被害者となることが人種差別の実態的指標になるとしている。人種差別的行為に関する申立て、告訴、訴追および有罪判決の欠如も人種差別の指標として挙げている。実態的な指標に加えて立法的な指標、すなわち、人種差別禁止法の欠如と、テロリズム、移民、国籍などに関する法律における間接的な人種差別的効果を挙げている。前者に関しては、条約第4条にある人種差別的思想の流布や扇動を処罰する立法に加え、刑法にも人種差別的動機を加重事由として規定するよう勧告している。

これらを踏まえてCERDによる日本報告審査やその最終所見をみると、日本の司法制度における人種差別的問題の存在がうかがえる。日本はまず、表現の自由を保障している憲法第21条に抵触するとして、条約第4条の(a)(b)項を留保している。まさに条約の真髄となる義務を履行していない⁽¹⁾。また、人種差別事件に関する司法統計が第1・第2日本政府報告には不足していた⁽²⁾。

1-2. 人種差別を防止するための政策

ここには前節で勧告されている措置よりも一歩先んじたものが多い。たとえば、前節の立法的な指標のところで勧告している間接的に人種差別的効果を有する立法の結果を撤廃する努力ではなく、その立法自体の廃止を目標とする全国の人種差別防止政策を進めるよう求めている。また、法執行職員の人権教育・研修制度の整備や、特定の集団と警察官などの間の対話・協力の促進を挙げている。同様

(1) 人種差別撤廃条約第4条の性質については、一般的勧告7（UN Doc. A/40/18）パラ1、一般的勧告（UN Doc. A/48/18）パラ2を参照。

(2) IMADR-JC編「現代世界と人権15：国連から見た日本の人種差別」（解放出版社）を参照。

に、警察や法執行職員の中で特定の集団の構成員が適切な割合を占めるよう促進する方策も挙げている。個別の具体的問題への対策が示されている一方、司法制度における人種差別全般の防止のために、構造的差別と闘うための国家計画の実施とその実施具合をモニター、追跡及び測定を独立した国家機関に委託することも勧告している。

勧告の前文にあるように、最近の外国人排斥や反ムスリム・反アラブの風潮により、刑事司法制度における差別発生危険性が増大している。背景には大量の移民が見られる一方、多くの国が国家安全保障政策・反テロ対策を採択していることがある。そのため、この節では、大量の人口移動があった場合には、国内避難民や難民の弱い立場を考慮した地方レベルでの特別法廷などの設置、混乱時に司法制度の機能を確保するための暫定的措置についてなど、さまざまなアイデアが盛り込まれている。また、大きな人口移動を伴わない場合でも、比例制の原則に反し、もしくは正当な理由をもたずに市民でない者に適用される国内立法や、間接的な人種差別効果をもたらす国内立法が存在することも十分考えられ、こうした人種差別的効果と闘う必要もあるとしている。

2. 被害者に対する人種差別防止措置

ここでは、人種差別行為の被害者に効果的な救済を確保するという条約第6条の義務に基づき、それを遵守するための前提条件となる、司法および法制度へのアクセスの確保、当局への人種差別事件の届け出、司法手続きの開始、司法制度自体の機能の履行に関して勧告している。

2-1. 司法および法制度へのアクセスの確保

具体的には、人種差別の被害を最も受けやすい社会的集団に対して権利に関する法的情報の提供、無料法律相談の提供、和解・仲裁を行うセンターの設置などを求めている。

2-2. 苦情申立てを受ける当局への人種差別事件の届け出

この節では人種差別の根絶には、人種主義的動機に基づく犯罪が明らかにされ処罰される必要があることを大前提にしている。この前提に基づき、人種差別的処遇を受けやすい集団が集まっている地域や施設に、人種差別事件の苦情申立てを適切に受け取り、処理するように教育・啓発された、利用しやすい警察が十分配置されるような措置をとることを求めている。また、法執行職員が人種差別的要因に基づく人権侵害に結びつくような上司からの命令を、罰則の恐れなく拒否する権利を行使できる自由を確保することを求めている。

2-3. 司法手続きの開始・司法制度自体の機能

ここでは、被害者が司法手続きを容易に開始できるようにするための措置や、被害者の人権尊重の観点より、必要な場合には準司法的な措置・手続きをとるよう支援すること

や、犯罪被害者の補償策がある場合には、国籍・在留資格の如何を問わず、平等なアクセスを確保するよう求めている。司法制度自体の機能に関しても、被害者の権利と尊厳の尊重や効果的な救済および合理的な賠償が保障できるようなものにするよう要求している。

3. 被告人に対する人種差別防止措置

被告人に対する人種差別的行為や扱いが起きないように、次に挙げる刑事司法手続きのプロセスにおいて防止措置をとるよう勧告している。

尋問、供述聴取および逮捕

人種、外見、肌の色などに由来する容疑に基づく逮捕、尋問を撤廃するために必要な措置を講じるよう規定するとともに、法執行職員による特定の集団に属する者に対する暴力、拷問、および人権侵害を防止し、これを厳しく罰することを求めている。

未決勾留

ロマ、先住民族、世系に基づく差別を受けている者および市民でない者など、特定の集団に属する者に対して、不必要な勾留がなされないよう保障するための措置を具体的な内容を取り上げ、勧告している。

裁判および判決

被疑者の文化や伝統を考慮して、非司法的または準司法的手段を選択できる可能性を言及したうえで、特定の集団に属する者に、法の下での平等、公正な裁判を受ける権利に関する国際法上の人権基準を保障することを要請している。

宣告・刑罰の執行

弁護士へのアクセスや食習慣に関する配慮など、国際法上すべての被拘禁者に保障されている権利を特定の集団に適用する際に、彼女・彼らの事情や文化を配慮するよう求めている。また、刑務所、収容所の運営に関わっている機関に関して、人種的・民族的問題に関する知識、経験および人種差別に関する専門性を有する職員の雇用を要求している。最後に、特定の集団に属する未成年者・女性の被告人に対し刑罰を執行する方法が決定される際、特に先住民族の女性および母親が直面する苦難に対する配慮を求めている。

おわりに

一般的勧告 31 は人種差別の撤廃に努める人権 NGO にとって、ICERD 締約国に対する具体的な提案や問題指摘を行っていく活動において、豊富な素材を提供する。NGO がこの勧告の内容やその背景となる CERD の従来の関連活動をよく理解した上で、個人通報制度⁽³⁾の通報を含めて、ロビーイングや NGO 報告書の作成において、勧告に盛り込まれた規定を援用することなどにより、NGO 活用が実現されることを期待する。

(Georgina Stevens / まとめ: IMADR - JC 事務局)

(3) 条約第14条1項にもとづき、条約の定める権利の被害者である個人および集団がCERDに直接通報することができることを認める宣言を締約国は行うことができる。日本はまだ宣言していない。